

地域猫不妊去勢手術助成金 手 引 き



印 西 市

令和7年4月1日

はじめに

印西市では、地域猫活動に取り組んでいる団体に対し、猫の不妊・去勢手術の費用の一部を助成しています。

地域猫：地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫

地域猫活動：地域猫を地域にあった方法で適切に管理することで、数を増やさず、一代限りの生を全うさせる活動

助成対象者

次のいずれにも該当する地域猫活動団体です。

- ①市の住民基本台帳に記録されている者が属する世帯が3世帯以上あること。市外の者が属している場合は、その者も記入すること。ただし、市外の者は「3世帯」の中には含めない。
- ②市内で地域猫活動を行うものであること。
- ③他の制度による助成等を受けていないこと。

対象の猫に対する他の助成金等を受けている場合であって、団体に交付される助成金等は除く。

助成対象手術

市に生息する（本市内で捕獲した）飼い主のいない猫に対し、動物病院において実施する不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術）、妊娠時の墮胎手術、又は去勢手術（精巣を摘出する手術）です。

手術済みであることを識別するために、施術後に雄は右耳、雌は左耳にV字カットを行う必要があります。

助成金の額

地域猫の不妊去勢手術に要した費用の額です。手術済の目印を付する費用、手術に際し入院を要した場合はその費用及びノミ・マダニ駆除費用は、手術費用に含めることができます。ノミ・マダニ駆除費用は、助成対象の猫に対して行うものに限ります。

助成の上限

オスの手術 1 件あたり	10,000円
メスの手術 1 件あたり	20,000円
メスの手術で墮胎手術を含む不妊手術 1 件あたり	25,000円

※ノミ・マダニ駆除費用が別にかかった場合も、上限は同様です。

申請の時期

- ①助成金の申請は、前期申請と後期申請の年 2 回です。申請は、前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日から受け付けます。
(1 日が土日祝日の場合は次の開庁日です)。
- ②前後期とも、申請が当期分の助成上限(予算)に達したら終了です。
- ③実績報告が提出され額が確定後、助成金に余りが生じた場合は、翌月 1 日から助成金の残額の範囲内で新たに申請を受け付けます。
(1 日が土日祝日の場合は次の開庁日です)
- ④新たな申請受付があるかの公開は、市ホームページにより行います。
予約等は一切受け付けません。

交付申請

助成金の交付を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫不妊去勢手術助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、申請してください。

なお、同一団体の複数の同時申請は不可とし、1回の申請につき1団体の申請上限は10頭までです。また、現在の申請分が完了（実績報告書提出時）するまでは、新たな申請はできません。ただし、協働事業として市長が認めたものは、この限りではありません。

(1) 不妊去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表

名前・性別・毛色等を記入し、個体を明確にすること。

(2) 誓約書（別記第2号様式）

代表者の自署であること。

(3) 地域猫活動団体構成員名簿

団体内での役割を明記すること。 例) 給餌係、掃除係など

(4) その他市長が必要と認める書類

エサ場やトイレの土地の使用許可など。

※(2)(3)の書類は、当該年度内に再度申請する場合は、省略することができます。

交付決定

市は、助成金の交付申請があったときは、交付申請の内容について審査を行い、地域猫不妊去勢手術助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、助成金の交付の可否について通知します。市は、申請書の提出があつてから原則2週間以内に郵送（消印有効）で通知します。

交付決定がされるまでは助成金の対象とならないため、申請中であっても助成金の決定前に行った手術については、いかなる理由があつてもすべて対象となりません。

実績報告書

交付決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、猫を捕獲し不妊去勢手術を行ってください。不妊去勢手術終了後、当該年度の3月15日までに、地域猫不妊去勢手術助成金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、報告してください。

(1) 不妊去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し

請求内訳書には、「オス〇匹、メス〇匹」等の記載がされていること。領収書にその内容が記載されている場合は、請求内訳書の添付を省略できる。

(2) 不妊去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び手術前後の写真（不妊去勢手術がされていることを確認できるもの）

写真の猫が、一覧表のどの猫と対応するのか、わかるようにしておくこと。

例) 一覧表の猫に①②③やABCなど符号を振り、写真にその符号を記載する。

(3) その他市長が必要と認める書類

エサ場やトイレの写真等を必要に応じ求めることができる。

なお、申請時と実際の性別が異なっていた、申請した頭数を捕獲し手術することができなかったなど、申請と実績が異なる場合は、その内容を実績報告書の「3 申請内容と変更のある場合はその理由」に記入してください。

実際の費用が交付決定金額を超えた場合であっても、交付決定金額を超えて助成を受けることはできません。また交付決定金額内であっても、申請時の頭数を超えて助成を受けることはできません。

また、60日以内に手術を行えなかった場合も、実績報告書を提出してください。

助成金の額の確定

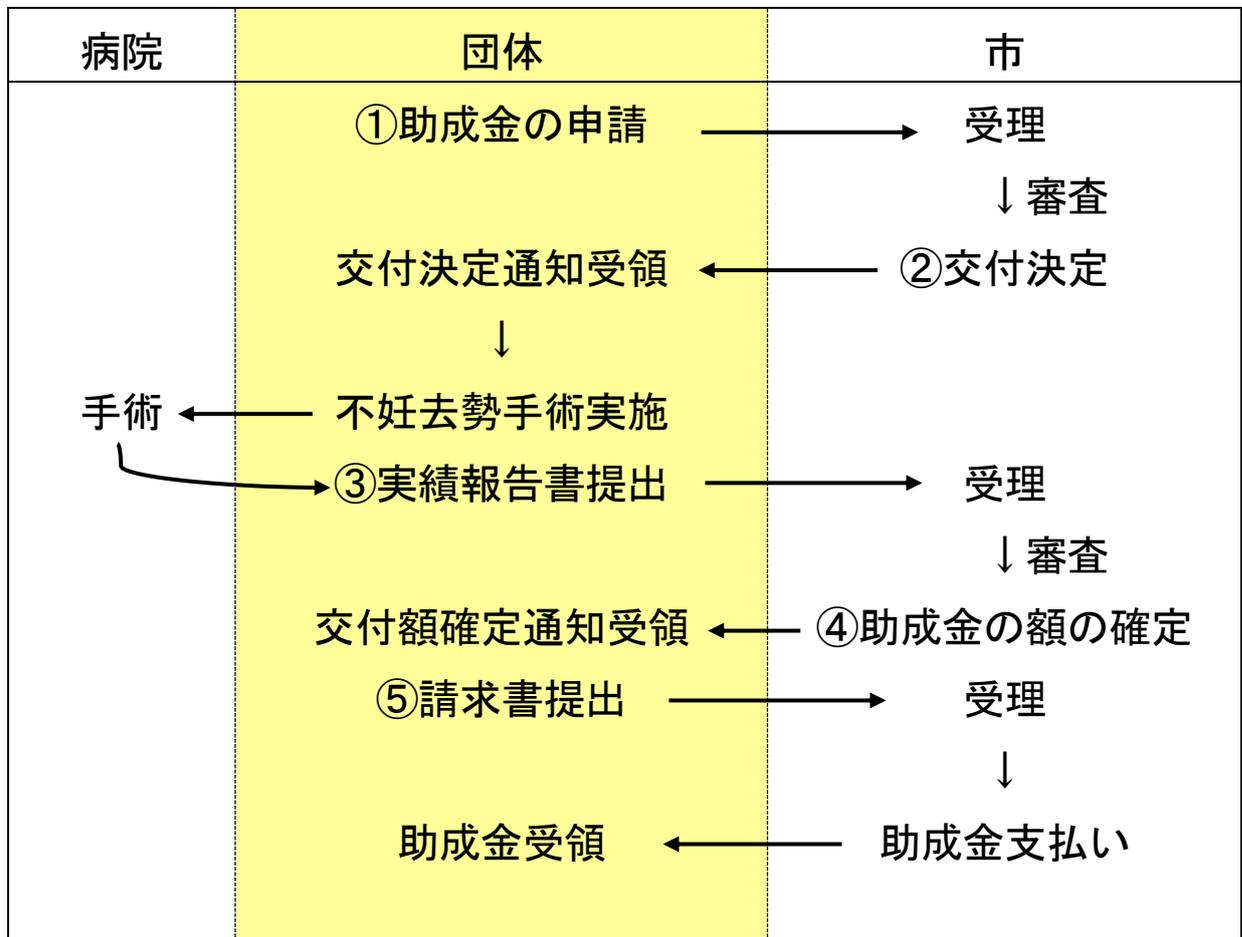
提出された実績報告書等に基づき内容を確認のうえ、事業の実施結果が助成金の交付の決定内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、地域猫不妊去勢手術助成金交付額確定通知書（別記第5号様式）により通知します。市は、実績報告書の提出があつてから原則2週間以内に郵送（消印有効）で通知します。

助成金の請求

助成対象者は、市から交付額確定通知書が届いたら、地域猫不妊去勢手術助成金請求書（別記第6号様式）に必要事項を記入し、提出してください。市は、請求書の提出があってから原則3週間以内に振り込みます。

なお、振込先が団体の代表者以外の場合は、代表者の押印が必要です。（振込先が団体の代表者の場合は、押印を省略できます。）

申請の流れ



お問い合わせ
 〒270-1396
 千葉県印西市大森 2364-2
 印西市役所環境保全課
 TEL 0476-33-4495